

町内で転居される方へ

(各種手続きのご案内)



転居届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続き事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

個人番号カード・住民基本台帳カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	・住所変更の登録が必要ですので、カードをお持ちください。	・個人番号カード ・住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

年金

2 国民年金に加入している方	・住所変更の手続きをしていただく場合があります。	・年金手帳 ・個人番号カード (通知カード)	住民課 年金係	
3 年金を受給している方	・砂川年金事務所に、住所変更届を提出していただく場合があります。 ・届出書は、役場にあります。	・年金証書 ・個人番号カード (通知カード)	住民課 年金係	
4 議員年金等を受給していた方	・手続きがありますので議会事務局にご連絡ください。	・内容が確認できるもの ・印鑑	議会事務局	
5 農業者年金を受給・加入している方	・住所の変更届が必要です。 ・農協で手続きをしてください。	【農協で必要なもの】 ・農業者年金証書 ・印鑑	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費関係

6 国民健康保険に加入している方	・変更届を提出し、保険証(カード)の変更交付を受けてください。 ※世帯構成が変わると保険料が変わることがありますので、注意願います。	・国民健康保険証(カード) ・印鑑 【保険料を口座振替する場合】 ・振込口座の通帳 (郵便局以外) ・通帳の印鑑	住民課 国保係	
7 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上の方全員)	・変更届を提出してください。 ・後日、新しい住所等を記載した被保険者証を送付します。		住民課 介護保険係	
8 後期高齢者医療制度対象の方	・届出は必要ありませんが、世帯構成の変更により保険料が変わる場合があります。 ・後日、新しい住所等を記載した保険証を送付します。		住民課 後期高齢者係	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
9	重度心身障害者医療受給者証・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・変更届を提出し、変更後の受給者証の交付を受けてください。	・受給者証 ・印鑑	住民課 医療係	
10	自立支援医療受給者証（精神通院／更生医療）をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・自立支援医療受給者証 ・印鑑	住民課 社会福祉係	

福祉制度の手帳・受給者証

11	身体障害者手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
12	療育手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・療育手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
13	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方	・記載事項変更（住所）の手続きをしてください。	・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） ・印鑑	住民課 社会福祉係	
14	障害者自立支援法の各種サービスを受けている方	・住所変更の手続きをしてください。	・印鑑	住民課 社会福祉係	

福祉制度の各種手当

15	児童手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 社会福祉係	
16	児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
17	特別児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
18	障害児福祉手当 特別障害者手当 を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 社会福祉係	

その他

19	戸別受信機を使用している方	・町内会が変更となる場合、戸別受信機の設定変更が必要です。	・印鑑	総務課 防災係	
20	町水道をお使いの方	・転居元の給水停止届、転居先の給水開始届を提出してください。	・印鑑	建設課 上下水道係	
21	合併浄化槽をお使いの方	・転居元の休止又は廃止届、転居先の開始届が必要な場合があります。	・印鑑	建設課 上下水道係	
22	犬を飼っている方	・犬の所在地変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 衛生係	
23	秩父別墓地を使用している方	・本籍等変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 衛生係	